

まつもとほうじん

令和元年
(2019年) 10月号
第537号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



四季折々の美しさを誇る上高地。紅葉の季節も絶景だね！

- 主な記事 -

税務ポイント.....	2頁
皆さんこんにちは・吉岡伸一氏.....	3頁
頑張ってます・藤澤采さん.....	3頁
労務レポート.....	4頁
部会紹介シリーズ 行ってきました！	
上高地・白骨温泉旅館部会、松本山雅チケットプレゼント... 5頁	
「タイムライン」策定で風水害を防げ.....	6頁
世界の目が集まる「マインドフルネス」とは... 7頁	
青年部コーナー、保健の窓.....	8頁
法人会研修会テキストのご紹介.....	9頁
会員福利厚生制度PR.....	10頁
10月の予定、やまびこ運動ご協力をお願い等... 11頁	
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき... 12頁	
松本法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い... 付録	
時局講演会(11/15)のご案内.....	付録

10月になり
秋の訪れを感じ
るようになって
きました。ふ
と西の山々を見

上げると紅葉が始まり、これまでとは違う美しい景色が広がります。そんな日本屈指の山岳景勝地である上高地、白骨温泉、中の湯温泉、西穂高各地区といった人気観光地をその該当エリアとするのが松本法人会上高地・白骨温泉旅館部会です。

(中山英也編集委員)

第31回

行ってきました!
~上高地・白骨温泉
旅館部会~

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

税務ポイント

[会社の税務 よろず相談室¹³⁹]法人税 その④9

役員の昇格及び業務分掌変更における退職金の取り扱いについて

Q 従業員が役員に昇格した場合や役員が非常勤役員になった場合の退職金の取り扱いについて教えてください。

A 法人が退職した役員に対して支給する退職金で、その役員の業務に従事した期間、退職の事情、その法人と同業種同規模の法人の役員に対する退職金の支給状況などからみて相当であると認められる金額は、原則として、その退職金の額が確定した事業年度において損金の額に算入します。

(注) 現実に退職はしていなくても、使用人が役員に昇格した場合又は役員が分掌変更した場合の退職金については、それぞれ次によります。

1. 法人の使用人が役員に昇格した場合の退職金
 - (1) 使用人であった期間の退職金として計算される金額を支給したときは、その支給した事業年度の損金の額に算入されます。ただし、未払金に計上した場合には損金の額に算入されませんので注意してください。
 - (2) 使用人兼務役員が、副社長や専務取締役など使用人兼務役員とされない役員となった場合において、使用人兼務役員であった期間の退職金として支給した金額は、たとえ使用人の職務に対する退職金として計算されているときであっても、その役員に対する退職金以外の給与となります。ただし、その支給が次のいずれにも該当するものについては、その支給した金額は使用人としての退職金として取り扱われます。過去において使用人から使用人兼務役員に昇格した者(使用人であった期間が相当の期間であるものに限り)であり、その昇格をした時に使用人であった期間に係る退職金の支給をしていないこと。支給した金額が使用人としての退職給与規程に基づき、使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算して、その使用人としての職務に対する退職金として計算され、かつ、退職金と

して相当な金額であると認められること。

- (3) 法人が退職給与規程を制定又は改正して、使用人から役員に昇格した人に退職金を支給することとした場合に、その制定等の時に既に使用人から役員に昇格している人の全員に使用人であった期間の退職金をその制定の時に支給して損金の額に算入したときは、その支給が次のいずれにも該当するものについては、その損金の額に算入することが認められます。

過去において、これらの人に使用人であった期間の退職金の支給をしていないこと。

この場合、中小企業退職金共済制度又は確定拠出年金制度への移行等により、退職給与規程を制定又は改正し、使用人に退職金を打切支給した場合でも、その支給に相当の理由があり、かつ、その後は過去の在職年数を加味しないこととしているときは、過去において、退職金を支給していないものとして取り扱われます。

支給した退職金の額が、その役員が役員となった直前の給与の額を基礎として、その後のベースアップの状況等をしんしゃくして計算される退職金の額として相当な金額であること。

2. 役員が分掌変更した場合の退職金

例えば、次のように、分掌変更によって役員としての地位や職務の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情にある場合に退職金として支給したものは退職金として取り扱うことができます。

ただし、未払金に計上したものは、原則として退職金に含まれません。

- (1) 常勤役員が非常勤役員になったこと。ただし、常勤していなくても代表権があったり、実質的にその法人の経営上主要な地位にある場合は除かれます。
- (2) 取締役が監査役になったこと。ただし、監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている場合や、使用人兼務役員として認められない大株主である場合は除かれます。
- (3) 分掌変更の後の役員の給与がおおむね50%以上減少したこと。ただし、分掌変更の後においても、その法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は除かれます。

(税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

トータルリペア shin
松本市笹賀

代表 吉岡 伸一 氏

『技術屋の魂がよみがえる』

吉岡代表は、お姉様が起業したテーブルクロスのレンタル業(株)ベスト・カラー)を支援する形で、17年前に長野県松本市に移住しました。ふとテレビ

を見ていたときに、車のシートや革製品を修復するビジネスを紹介する番組を見て、自分に稲妻が走ったそうです。学校を卒業してすぐに消防・電気設備業のエンジニアとして10年間働いており、その時に経験した「技術屋の魂」がよみがえったとのこと。設備を修繕・修復することに喜びを感じていた若き頃の日々、そんな仕事を今一度行いたいと「トータルリペア」のFCに参画しました。

サービスとしては、自動車の内装(ステアリングやダッシュボード、シートなど)や革製品(バッグ・靴・財布など)の修復・カラーチェンジ、また木製の家具やフローリングの修復を専門とします。開業に向けてホームページ

(<http://totalrepairshin.com>)も開設しました。大きな傷や穴も、見分けがつかないほどの修復が可能です。

「自分のガレージハウスを持ち、リペア業の一流を目指したい」と将来の夢を語って頂きました。

(北原修編集委員)



頑張ってます!!

『家族に支えられながら』

藤澤醸造(株)
東筑摩郡生坂村

藤澤 采 さん

生坂村にございます藤澤醸造(株)は昭和10年の創業以来、当地でお漬物やお味噌・お醤油の製造、加工、販売をされています。選び抜かれた国産材料を使い、自然の味と香味を食卓にお届けできるよう丁寧に作られた各商品は長らく大勢のお客様に親しまれています。

今回お話を伺ったのは、常務さん(社長の息子さん)に嫁がれた藤澤采さんです。采さんは結婚を機に入社され、まずは商品製造を学び、現在は事務全般のお手伝いをしているそうです。待望のご息も誕生され育児に加えて、様々な仕事が初めての経験で、戸惑うこともあります。ご主人や社長さん達が手厚くサポートしてくれるそうで本当に感謝しているそうです。采さんも「一度起こしたミスは繰り返さない」ことを心掛け、自分なりの解決策を書き、目につくところに貼り出すなど努力を怠りません。

最後に藤澤醸造さんのおススメ商品をお聞きすると「甘酒とお味噌のカップ詰めです!甘酒は本当に美味しいですし、お味噌は美味しくて、とっても便利なんです。」と素敵な笑顔でお話してくださいました。これからも頑張ってください!

(中山英也編集委員)

さあ!ネットで申告・納税 イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社

本社: 松本市芳野19番48号

労務レポート

「年次有給休暇」に関する事項について

社会保険労務士 高砂 礼次



今回は「働き方改革」に関して、今年から年間10日以上の年次有給休暇をお持ちの人に対して、年間5日の有給休暇は使用する旨の実施を求められている、「年次有給休暇」に関する事項につきましてレポートいたします。

労働基準法第39条では6ヶ月以上継続勤務し、全労働日の8割以上勤務した労働者に対し、10日の有給休暇が付与されることとされています。(暦日単位・時効2年間) ご注意いただきたいポイントは次の2点です。

半日単位の有給は、法律上与えなければならない義務はないが認められた場合は、午後・午前勤務時間が違って、等しいものとして取り扱う。

時間単位年休も最大5日を上限として、労使協定の締結をした後、与えることができる。

【年次有給休暇の付与日数】

継続勤務年数	半年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

【比例付与の年次有給休暇付与日数】

所定労働数日が少ない労働者に対しては比例付与による年次有給休暇を与える。(1週間の所定労働日数が4日以下の人が対象になる。)

週所定労働日数	年間所定労働日数	半年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年
4日	169日~216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日~168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日~120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日~72日	1	2	2	2	3	3	3

年次有給休暇取得時の支払いの賃金は就業規則等で決めておくことが重要です。従業員が有給休暇を取得した際には次のいずれかの方法で賃金を支払わなければなりません。

平均賃金(3ヶ月の賃金総額/暦日数)

所定労働時間労働した場合に支払われる通常賃金

健康保険法による標準報酬日額に相当する金額

なお、精皆勤手当や賞与の算定で、年休取得日を欠勤扱いにするなど、年休取得を抑制するようなことは不可(年休取得等を理由に賃金減額など不利益扱いをしてはならない。)

○平成25年7月10日付：厚生労働省労働局長通達(基発0710第3号)について

~全労働日の解釈の変更：最高裁平成25年6月6日

労基法39条の解釈~

労働者の責に帰すべき事由によるとは言えない不就業日について、次の二つについては、出勤率の算定に当たっては、出勤日数に参入すべきものとして全労働日に含まれるものとする。

- 1 裁判所の判決により解雇が無効と確定した場合
- 2 労働委員会の救済命令を受けて会社が解雇の取り消しを行った場合の解雇日から復職日までの不就業日

上記のように、労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれた為に、就労することが出来なかった日が含まれる。

但し、下記3点は、当事者間の公平などの観点から、出勤日数に含まれないものとする。

- 1 不可抗力による休業日
- 2 使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日
- 3 正当な同盟罷業その他正当な争議行為により、労働の提供が全くなされた日

【参考：労働基準法第39条8項の労働日扱いの抜粋】

- 1 業務上負傷又は疾病にかかり療養の為に休業した期間
- 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業または同条第2号に規定する介護休業をした期間
「育児：1年(最長2年まで再延長可能) 介護：最大93日」
- 3 産前産後の女性が、労基法第65条の規定によって休業した期間

「産前6週間 産後8週間(多胎妊娠は産前がプラス)」

年次有給休暇が取れない従業員には取得時期を指定する旨が示され、各企業には従業員の希望を聞く制度の構築が求められるようになりました。未消化社員が多い企業には罰則規定が設けられています。

最後に、広義の意味で仕事とは(ワーカホリックという意味ではなく)人生そのものだと思います。年休取得を体を労ったり、家族との時間、自分自身の時間に投じて、心身ともにバランス良く元気に仕事をすることが、自分も会社も躍進することになることを信じてやみません。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第31回 行ってきました! 上高地・白骨温泉旅館部会

豊かな自然に抱かれて

松本市の西端に位置し“岳都松本”を象徴している上高地や乗鞍高原、そして白骨温泉地区は四季を通して自然の魅力に溢れた山岳観光地です。

どこを切り取っても美しい景色を誇る上高地。シンボルの一つである幻想的な雰囲気醸し出す大正池や河童橋から望む穂高連峰は訪れる人々に感動を与えます。古くから良質な木材の産地として知られていましたが、明治時代に入り日本にやって来た英国人宣教師ウォルター・ウエストンが上高地、穂高連峰、槍ヶ岳などを地元生まれの猟師上條嘉門次の案内により登頂し、その素晴らしさを国内外に広めたことなどをきっかけに山岳観光地としての歴史が始まり、現在は国の「特別名勝」「特別天然記念物」に指定され年間120万人もの人々が訪れます。

また、標高1400mの山間に位置し、まさに“秘湯”と呼ばれるにふさわしい白骨温泉。鎌倉時代に

は温泉が湧出していたと伝わっているの少なくとも600年以上の歴史を有しています。名湯として名高い白骨温泉ですが、特に飲泉することで胃腸に高い効果があることが知られ、怪我や病気を治そうと比較的長期間滞在する湯治客が古くから多く訪れていたそうです。現在は都市部の喧騒から離れ、豊かな自然と良質な湯を堪能できる秘湯して大勢の人々に愛されています。（中山英也編集委員）

上高地・白骨温泉旅館部会

該当エリア：上高地、白骨温泉、中の湯温泉、西穂高各地区旅館

会員数：29社

部会長：齋藤 康行氏（有白船荘新宅旅館）

部会長より：秋も深まりこれからは紅葉の季節です。それが終われば白銀の世界。年間通じて美しい景色が広がります。皆様も是非、足をお運びください。

2019シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2019シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号) ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局

にFAX(36-0839)で、10月10日(木)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は10月18日[vs鹿島アントラーズ]~12月7日[vs湘南ベルマーレ](最終戦)までのチケットです。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
29	10月18日(金)	鹿島アントラーズ	19:00
32	11月23日(土・祝)	横浜F・マリノス	14:00
34	12月7日(土)	湘南ベルマーレ	14:00

【お問い合わせ】

法人会事務局(電話：0263-35-8080)

「タイムライン」策定で風水害防げ

日刊工業新聞社 岡田 直樹

8月末、九州北部が記録的な大雨に見舞われ、佐賀県を中心に大規模な浸水被害が発生した。大町町では浸水した鉄工所から熱処理加工品の冷却に使用する油が大量に漏洩し、住宅地や農地に流れ込んだ。一部は海に流出したとみられ、環境への影響が懸念される。

台風や豪雨から従業員の安全や設備をどう守るか。拠点数が少ない中小企業にとっては死活問題といえる。また今回のようにCSR（企業の社会的責任）が問われかねないケースもある。地球温暖化によるとみられる気候変動は予断を許さない。過去の水害に基づく被害想定は通用しないとの前提に立ち、防災対策を総点検したい。

東日本大震災以降、企業の事業継続計画（BCP）の策定は進んだ。ただ台風や豪雨はかなりの確度で被害が予測できるにもかかわらず、地震に比べ対策の優先度は低い。タイムライン（事前防災行動計画）の考え方をBCPに取り入れ、被害を最小限にとどめたい。

台風のように時間の猶予がある災害にタイムラインは有効だ。具体的には、国、自治体、企業、住民などが連携し、発災が予測される時刻に向かって「いつ」「誰が」「何をするか」、あらかじめ策定した計画に沿って実施主体が時系列で防災行動をとることをいう。米国では2012年に大型ハリケーン『サンディ』がニューヨーク市を直撃したが、タイムラインを策定していたため避難が円滑に進み、被害を最小限にできた。

日本でも近年、時間あたりの雨量に増加傾向がみられるなど、台風や豪雨による被害は多発・激甚化する傾向にある。拠点数が少ない中小企業ほどタイムラインの考え方を取り入れ、BCPの高度化と守備範囲の拡大を図る必要がある。

本社や工場が台風の進路にあたる場合、自治体や気象庁の情報をもとに従業員が安全を確保できる時刻に

帰宅の指示を出す。河川の氾濫が予測される場合は、設備をかさ上げしたり、部品や製品を安全な場所に移動したりするなど、タイムラインで初動対応を前倒ししたい。雨量監視・メール警報システムの導入や配電盤の上層階設置、流出により環境汚染の危険がある油類や化学物質などの安全管理といった日頃の備えも大事になる。

その際、国の支援制度を上手に活用したい。今年度から中小企業が災害への事前対策の強化を目的に防災・減災設備を取得する場合、取得価格の20%の特別償却を認める制度が新設された。自家発電機、排水ポンプ、貯水タンク、浄化装置、衛星電話、データバックアップシステムなどの導入が対象になる。特別償却を受けるには、経済産業大臣に事業継続力を強化するための計画を申請し、認定を受ける必要がある。

タイムラインを企業行動に定着させるには、想定された被害が発生しない「空振り」を組織として許容できるかどうかのカギになる。経営者が「空振り」による経済的・時間的ロスを意識しすぎるあまり、行動が委縮してしまつては元も子もない。

また、策定しただけでは絵に描いた餅にすぎない。大雨の危険が迫るタイミングをとらえて、自治体などと連携しながら訓練を繰り返すことにより、従業員に習慣づけるとともに、より実効性のある対策に絶えず改善を加えていくことが肝要だろう。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。デスク、論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、副論説委員長。埼玉県出身、60歳。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

世界の目が集まる「マインドフルネス」とは

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

“心の筋トレ”と言われる瞑想でパワーアップ
言葉としては、マインドは心・精神、フルネスは満ちる・たっぷり、といった意味ですね。しかし現在、世界各国で提唱されているマインドフルネスとは、「自分は今、ここにいる」ことを強く意識する瞑想法を指します。

仏教の教えをベースに、1970年代にアメリカの脳科学者らによって体系付けられましたが、「今ここに」は「be here now」もしくは「now and here」として教義の核心になっています。

具体的には、瞑想に当たって過去や未来のことは意識せず、現在のあるがままに気づきなさい、ということです。瞑想に慣れてくると、「この世とは全てが、ただやって来て、過ぎ去って行く」のだという自然の摂理に気づき、現在の大切さが分かるそうです。つまりマインドフルネス瞑想とは、過去のことは忘れ、将来の不安は考えず、現在の大切さに気づくトレーニングである、ということでしょう。諸説はありますが、気づきという言葉は頻繁に使われ、「気づき瞑想」とも言われます。

マインドフルネス瞑想の効能については、米マサチューセッツ大学医学大学院のジョン・カバット・ジン教授を抜きにしては語れません。瞑想を初めて医療分野に取り入れて、慢性的な痛みの対処に貢献したほか、ストレス低減法を開発し、職場でストレスに悩む労働者の生産意欲を高めました。

これを知ったアップル、グーグルなどの大企業がいち早く社員研修に導入したことがたちまち流布され、日本も含め世界的な追随が続いています。

マインドフルネスはスポーツ界に浸透しても不思議ではありませんが、既にアスリートにも重宝され、バスケットのマイケル・ジョーダン選手、テニスのジョコビッチ選手らが励んでいると伝わっています。

自宅で行うには「自分の呼吸に気づく」が基本とか日本でもマインドフルネス学会が創設されて、道場のような教習所が多くできているほか、ガイダンスの書籍やビデオも多く販売されています。個人や仲間健康のために瞑想に励む機運も高まっています。そして自宅で行う主婦や仕事帰りの男性も激増しているので、そのポイントを示します。

まず座布団に座りますが、正座でも足を組んでも、さらに椅子に座っても構いません。ただし姿勢は背筋を伸ばし、初めは半眼から静かに目をつぶります。さて「ここにいるのを意識する」とは難しいかも知れませんが、意識して呼吸をするとコツが分かってきます。ああ今、息が出ていった、今度は入ってきた・・・といった要領です。

この呼吸法が自然の形で身についてくると、次第に自分は今、生きているのだ、感謝をしなければ、といった意識に変わり、心が安定して、理解力や集中力が高まっていくそうです。初めは5分ほどでいいですが、馴れてくると15分ほどは欲しいですね。そして重要なのは、習慣として毎日続けること。そうでないと“心の筋トレ”にはなりません。

マインドフルネスが世界的な人気になっているのは、宗教色を排除して誰でも気軽に取り組めるからだと言われていますが、同じマインドでも気をつけなければならぬものもあります。お分かりの方も多いでしょうが、オカルト集団の洗脳などで問題になったマインドコントロールです。先日、知り合いの若い女性が「今ね、マインドに凝っているの」と嬉しそうに言うので、「誤解を招かないように、フルネームで話さない」と忠告しました。

瞑想を辞書で引くと「目を閉じて静かに考えること」とありますが、人類の歴史は瞑想と共にある、とも言えるのではないのでしょうか。日本の座禅は元より、インドのヨガ（ヨーガとも）もそうですし、中国の太極拳は“動く瞑想”と呼ばれています。

沈黙思考という四字熟語のある日本では、これまでの瞑想とは少し違うかも知れませんが、黙って静かに考えるのは日常的でした。筆者は中学生の頃から大人に混じって剣道をしていましたが、終わると正座して目をつぶり、本日の反省点を考えるのが日課でした。“心の筋トレ”はともかく、頭の中がリフレッシュされたのは確かでした。

【筆者紹介】大谷克弥（おおたに・かつや）医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

青年部コーナー

令和元年度 租税教育活動報告

税に携わる法人会らしい社会貢献活動の一環として、松本税務署にご協力を頂きながら、青年部では小学生に税の仕組みと大切さを伝える租税教育活動に積極的に取り組んでいます。今年も5月から下記の通り各地の小学校で開催された租税教室の講師役を担当しました。9月には初めて授業参観での租税教室講師役を担当させていただくなど充実した活動を展開しています。

- 令和元年 5月22日(水)
松本市立中山小学校(1クラス22名)
講師役 廣田 伸一氏(株)パワーネット・フィールド)
- 5月23日(木)
塩尻市立宗賀小学校(2クラス37名)
講師役 廣田 伸一氏(株)パワーネット・フィールド)
- 7月10日(水)
塩尻市立片丘小学校(1クラス31名)
講師役 安田 優氏(AIG損害保険(株)松本支店)
- 7月19日(金)
塩尻市立吉田小学校(3クラス89名)

- 講師役 川出 哲敬氏(株)滝澤工務店)
8月30日(金)
塩尻市立洗馬小学校(1クラス35名)
講師役 安田 優氏(AIG損害保険(株)松本支店)
9月3日(火)
塩尻市立塩尻西小学校(2クラス62名)
講師役 小川原 健太氏(株)小川原塗装店)
9月5日(木)
松本市立島内小学校(3クラス107名)
講師役 廣田 伸一氏(株)パワーネット・フィールド)
授業参観の授業で実施。



- 9月25日(水)
塩尻市立桔梗小学校(4クラス123名)
講師役 等々力 直樹氏(有)大津屋商店)

合計 8校 506名

保健の窓

豚コレラ

最近「豚コレラ」という言葉をよく耳にします。残念ながら私たちの暮らす長野県を含めた日本各地で発生が確認され、養豚業を営む方々や関係機関に大きな影響を与えています。

農林水産省のHPによると、豚コレラとは、豚コレラウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴とされています。ただし、あくまで豚やいのししの病気であって人に感染

することはなく、仮に豚コレラにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はないそうです。また、感染豚の肉が市場に出回ることはないとのこと。

しかしながら、私たちの食生活に欠かせない豚肉の供給に大きな影響を与える出来事であり、対策としてワクチン接種の方針が農水省から示されましたが、手続きにはまだ時間がかかるとのことで予断を許しません。同じく動物経由の病気として度々話題になる「鳥インフルエンザ」は人体への影響も懸念されています。豚に関しては、現在人体への影響の心配はないとされていますが今後どうなることでしょうか。大好きな豚肉が食べられなくなる、なんてことが無いことを心から祈ります。

どこでも申告・納税
インターネットタックス
(http://www.e-tax.nta.go.jp)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

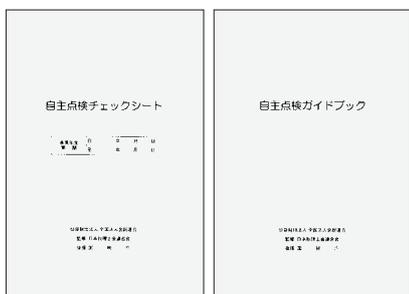
法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。ご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

1. 「企業の税務コンプライアンス向上のために」 「自主点検チェックシート・ガイドブック」

決算説明会などで使用しているテキスト。法人会では企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。

「チェックシート」には、内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載され、「ガイドブック」にはそれらに対する具体的な点検内容・解説が掲載されております。



【主な内容（確認内容）】

- 社内体制（文書管理等）
- 貸借関係（資産科目、負債・資産科目等）

- 損益関係（各種科目別）
- その他（消費税・印紙税）

2. 「会社の決算・申告の実務」

決算説明会で使用しているテキスト。適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算と申告に関する基本的に重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

- 決算申告事務の流れ
- 決算調整



主要項目一覧

- 申告調整
- 特別な課税と税率
- 申告手続等
- 法人税申告書検討表
- 勘定科目別にみた源泉所得税のチェックポイント
- 消費税等の概要
- 令和元年度法人税関係の改正

3. 「税制改正のあらまし」

決算説明会で使用しているテキスト。令和元年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。



【主な内容】

- 法人税関係
- 所得税関係
- 相続・贈与税関係
- その他
- 参考：消費税の軽減税率制度が実施されます

4. 「新設法人のための会社の税金ガイドブック」

新設法人説明会で使用しているテキスト。新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。



【主な内容】

- 会社のスタートはまず届出書の提出から
- 確定申告書の提出及び納付はいつまで
- 決算利益と所得金額との関係
- 中小法人のさまざまな優遇制度
- 減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する
- 売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）
- 消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある 等



法人会のビジネスガード Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

「消費税込申告一声運動実施中」

10月の予定

1日広報委員会編集会議 2日税制委員会G会議 3日第36回法人会全国大会「三重大会」 8日厚生委員会 10日新設法人説明会 11日10月役員会 16日県連広報委員会 17日大規模法人税務研修会 18日県連女性部合同例会 23日研修委員会、県連研修委員会 24日総務委員会 25日県連青年部合同例会 28日決算説明会(塩尻会場) 29日決算説明会(松本会場) 30日組織委員会 31日調査課所管法人税務研修会

決算説明会(法人税・消費税/9月決算法人対象)
 塩尻会場 10月28日(月)午後2時より
 市民交流センターえんぱーく4F 会議室401
 松本会場 10月29日(火)午後2時より
 大同生命松本ビル1階会議室
 同時開催「消費税の軽減税率制度に関する説明会」

今月号折込のオレンジ色の紙のチラシをご覧ください
あなたのお知り合いを紹介してください!

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。今年で4年目となりますこの活動を契機に、松本法人会の輪をより一層広げてまいりたいと考えております。各地で開催されております当会主催の研修会などでも、すでにご案内をしておりますが、改めまして皆様からのご協力をお



法人会活動の輪をより一層広げていくために、皆様のご協力をお願い申し上げます。

夏期特別研修会

「働き方改革に対応した 企業実務と実践」

講師：小島 信一 氏 (特定社会保険労務士)

9月4日、松本市のJA松本市会館を会場に夏期特別研修会を開催しました。講師に特定社会保険労務士の小島信一さんをお招きし、今年4月より各企業に対応が求められ始めました、いわゆる「働き方改革」への労務実務対応について学んでいただきました。

関連法の概要解説からはじまり「年5日の年次有給

大規模法人税務研修会のご案内

「大規模法人が留意すべき点 (令和元年度税制改正など)」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象とした下記税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時	10月17日(木) 午後2時～4時
会場	大同生命松本ビル1階 第一会議室
講師	松本税務署 担当官
受講料	無料
お申込	松本法人会事務局まで(TEL0263-35-8080)

資料・会場準備の都合上、参加希望の方は事前にお申込みいただきますようお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

ご案内の通り、この活動は11月末日までを一つの区切りを実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

“やまびこ運動”とは

会員の皆様のお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に当会から入会のお勧めをする運動です。

ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。

今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます。

休暇取得義務「同一労働同一賃金」など、すでに各企業に対応が求められている実務、これから求められる実務などについてしっかりとお話をしていただきました。



大勢のご参加、誠にありがとうございました。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD デジタルイラスト データメモ デジカメ写真メモ

手書きのイラスト データメモ

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

時局講演会

税を考える週間協賛事業
—令和元年度 時局講演会—

『テレビの中から見えたこと』

- 日 時 11月15日(金) 14:00~15:30
- 会 場 アルピコプラザホテル
- 定 員 400名 (先着)
- 受講料 無料
- 講 師 橋本大二郎氏 (前高知県知事)



プロフィール

1947年東京都出身。慶應義塾大学卒業後NHK入局。1991年高知県知事選で初当選。以来4期16年元祖改革派知事として様々な政策に取り組む。2014年からはテレビ朝日「ワイドスクランブル」のキャスターを務めるなど、各方面で精力的に活躍中。

お申込み 今月号チラシをご利用いただき、事務局までご連絡ください。お申込み頂いた方には入場整理券を郵送いたします。

川柳コーナー

栗・ブドウ

幸せ感じる

この季節

ノーサイド

できたらいいな

世界中

運動会

ビデオ夢中で

我が子見ず

新米

夏の盆踊り大会



少し前の話題となりますが本庄地区を含む町会の夏のイベントは「盆踊り大会」です。子どもからお年寄りまで、皆で浴衣を着て深志神社で踊ります。実は最近、来場者に海外の観光客の方が増えて来ました。日本の文化である、スイカ割りやわたあめ、かき氷も喜んで頂きました。(北原編集委員)

少し前の話題となりますが本庄地区を含む町会の夏のイベントは「盆踊り大会」です。子どもからお年寄りまで、皆で浴衣を着て深志神社で踊ります。実は最近、来場者に海外の観光客の方が増えて来ました。日本の文化である、スイカ割りやわたあめ、かき氷も喜んで頂きました。(北原編集委員)

あしがき

最近、別の団体で「三世代居住」

近居に関するアンケートを行って、多くの若者が大学や就職で大都市に流出していると言われている長野県。中信地区の多くの都市が全国の平均より高齢化率が高いという報告があります。高齢者の介護費が上がっていく理由として、身内が近くに居ないことも起因でしょう。昔の日本は三世代居住が当たり前。戦後の核家族化が進んだゆえ、高齢者が孤立化する現在、私の住む松本市では、どの程度三世代居住・近居しているかを調べようと思ひ、今回アンケートを計画しました。

また年金の不安などが叫ばれていますが、三世代で住むことで、居住の固定費も下がり、高齢者の生活の安定も計れると思ひます。三世代居住・近居に関して、国・行政の施策にも期待していきたいところです。

(北原)

(本号編集委員)

中山英也

北原 修



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社